

電力広域的運営推進機関
IT 資産管理ソフトウェアの調達に関する
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2025年1月

仕様書

1. 件名

電力広域的運営推進機関 IT 資産管理ソフトウェアの調達

2. 目的

本件は、役職員が使用する端末、ソフトウェア及びライセンス等を管理するための IT 資産管理ソフトウェアを調達する。

3. 契約内容および契約期間

製品： SKYSEA S1H

内容： ライセンス（350 ライセンス）及び 構築運用支援

契約期間：2025年4月1日から2028年3月31日までの3年間運用

※1年単位の契約とする

4. IT 資産管理ソフトウェアの仕様

(1) 基本要件

- SaaS 型のクラウドサービスであること。
- 必要ライセンス数は350ライセンスとすること。
- 要求仕様項目については、OS 動作中に常に動作する常駐するソフトウェアの動作上、一つの製品として提供しているものを選定すること。
- ソフトウェアについては、別途に記載された契約期間中に有効な保守契約をメーカーとの間で結んでおき、電話、E-Mail、Fax による問い合わせサポート、メーカーで提供するユーザー向け情報提供 Web サイトの利用、最新版へのソフトウェアバージョンアップが行えるようにしておくこと。保守契約中の電話による問い合わせサポートはフリーダイヤルが望ましい。
- 本入札では、本入札の公示時点で出荷されていることがメーカーで告知済みの製品および機能が対象とする。
- クライアントコンピュータの対応OSについては、Windows10 および Windows11 の各エディションに対応していると共に、保守契約期間中については、最新 OS 対応を無償で行うこと。
- データセンタの所在地はすべて日本国内であること。

(2) 資産管理

- 各クライアントコンピュータに関する各種ハードウェア情報を、資産情報として自動的に収集できること。
- メモリ増設等資産情報が変化した際には、変更された資産内容を変更した期間や変更内容を限定して抽出することができること。
- 各クライアントコンピュータ上のソフトウェアに関するインストール状況（Microsoft Office/ OpenOffice.org インストール状況、Windows 更新プログラム適用状況、ハードディスク上に存在する実行ファイル一覧、Windows10 以降 OS の OS サービスモデルの設定状態を含む）等についても、自動的に収集可能であること。
- 収集したハードウェアおよびソフトウェア情報を、一覧で表示できること。

- クライアントコンピュータが通信している、本ソフトウェアのマスターサーバーを一覧で確認できること。
- 資産情報の検索の際は、インベントリ情報や Windows OS のバージョン、ビルド番号、サービスパックなどから、同時に複数項目、複数キーワードおよび数値の範囲を指定して検索が可能であること。
- 検索の際には、本ソフトウェアから削除されたクライアントコンピュータも、検索対象として指定できること。
- 検索条件ごとに表示項目の順序・表示非表示を定義・保存でき、呼び出せること。
- 資産情報の検索の際は、同時に複数項目、複数キーワードおよび数値の範囲を指定して検索が可能であること。予め登録されていないコンピュータおよびネットワーク機器に対して Ping 応答・NetBIOS 検索を用いて、検出日時・機器種別・ネットワーク機器名・IP アドレス・MAC アドレス・システム製造元およびドメイン名を収集し、収集したネットワーク機器から管理機までのネットワーク経路情報の確認、および管理対象とする機器の資産情報登録が行えること。なお、管理対象とするか否かの判断を保留し、一覧で管理する機能を有すること。
- クライアントコンピュータがソフトウェアの配布を受ける際、すでに同一のセグメント内のクライアントコンピュータに配布されたソフトウェアがキャッシュとして残っていた場合、そのクライアントコンピュータ（以下キャッシュ端末と呼ぶ）からソフトウェアを配布できること。
 - ・キャッシュ端末からソフトウェアをダウンロードする際、通信帯域を制限できること。
 - ・キャッシュ端末に同時に接続できる端末数を制限し、キャッシュ端末の負荷を抑えられること。
 - ・大容量のソフトウェアをキャッシュ配布で配布できること。
- 運用管理に利用するグループとは別に、任意指定端末や、検索した資産情報リストをグループとして登録でき、そのグループに対してソフトウェア配布やファイル配布等の各種操作が可能なこと。
- 指定したアプリケーションがインストールされていないクライアントコンピュータが ログインした場合、インストールされていないアプリケーションを通知できること。
- Administrator 権限がない端末であっても実行が出来るよう、配布方法として、管理機からのプッシュ、およびクライアントコンピュータからのプルを選択可能なこと。
- IP アドレスの管理台帳と、資産情報を照合し、競合や不正使用、使用期限切れの表示を行えること。また表示方法は、一覧表示およびマップ表示を行えること。

(3) 制限・制御・アラート管理

- コンピュータに対して、利用者がアプリケーションの実行、禁止アプリケーションの名前変更、インストールの実行、Windows システム構成変更、レジストリ変更、Windows ストアアプリの自動更新などを禁止する機能を有すること。また、起動禁止を除外できる時間設定が特定のアプリケーションごとに可能である機能を有すること。
- 特定の行為及び内容から、事前定義されたルールに従い、自動的にメール等で通知する機能を有すること。設定できる項目については、次の通りとする。
- 設定項目；ウィンドウタイトル・アプリケーション実行・アプリケーションの名前変更・レ

ジストリ変更・インストール・システム構成変更・CSV ファイル出力・規定時間外端末機操作・記憶媒体使用・棚卸し期間を超過した記憶媒体が利用されたとき・CD-R/DVD-R 書き込み・記憶媒体書き込み、・特定フォルダアクセス・ドライブ追加・共有フォルダ書き込み・ローカル共有フォルダ作成・ローカル共有フォルダアクセス・カスタマイズ・禁止アプリケーション持ち込み・実行ファイルの不正操作・不許可ファイル・Windows ストアの利用特定のファイル名を指定すると、自動で検索が行われ、発見されたファイルに関する情報が一覧形式で確認できること。また、発見されたクライアントコンピュータ上にポップアップ形式で通知し、管理者にメールで通知できる機能を有すること。

- 収集したログに基づいて、事前定義されたルールに反した際に、管理者及びその操作を行った利用者のクライアントコンピュータのデスクトップ上にポップアップ形式で通知できること。ルールに反した操作をしたクライアントコンピュータの利用者に注意を促すため、メッセージの内容は注意表示（アラート）操作ごとに設定することができること。
- 収集したログに基づいて、事前定義されたルールに反した際に、その操作ログはアラートログとして、ログ閲覧画面および検索画面にて、アラート項目の優先順位に応じて色分けして表示できること。
- 事前定義されたルールに従い、特定の行為及び内容について、自動的にメール等で通知する機能を有すること。設定できる項目については次の通りとする
 - ・ Windows ストアアプリの OneDrive を実行した場合
 - ・ Web アクセスによる OneDrive を実行した場合
 - ・ 印刷数（面数）（一回あたり）
 - ・ 印刷ドキュメント名（キーワード）
- 印刷を禁止する機能を有すること。また、プリンターごとやユーザごとに制御設定が可能であること。
- コンピューターに対し管理者権限 (Admin 権限) を持つユーザでのログインを出来ないように抑止する機能を有すること。また、管理者権限でのログインを抑止した事を指定されたメールやクライアントコンピュータにポップアップでデスクトップ上に通知する機能を有すること。
- クライアントコンピュータ上で Microsoft Internet Explorer および Firefox を使って Web の閲覧やダウンロード、ファイルアップロード、掲示板への書き込み、Web メールが行われた内容について、ログとして記録する機能を有すること。掲示板、Web メールについては書き込んだ本文も確認できること。
- 禁止する際は、キーワードおよび URL で禁止サイトを設定できること。
- 特定のキーワードを含む Web サイト閲覧やアプリケーション実行などの操作を行うと自動で送られるメール・ポップアップについて、指定するキーワードごとにメールやポップアップの通知を行うか指定できること。
- 収集された資産情報に基づいて、資産情報の変更状況等を事前定義された内容により、自動的にメール等で通知する機能を有すること。設定できる資産情報の項目については、次の通りとする。

設定項目：IP アドレス変更、コンピューター名変更、NIC、SCCI、モデム、BIOS バージョンの変更、システムモデル、製造元、システムシリアルの変更、CPU、メモリ、MAC アドレス変更、HDD 容量不足、リース/レンタル切れ、許可/不許可アプリケーション、端末機 未起動期間

- アラート発生時における端末操作画面を、マウスカーソルの位置が強調された形式で表示し、不正操作及び誤操作発生時に早期の問題把握ができる機能を有すること。
- 任意のアプリケーション実行について、ハッシュ値やバージョンリソースから実行ファイルを特定し、実行の検知および禁止できる機能を有すること。
- アラート項目ごとにメールでの通知先の設定ができ、アラートの発生時には、設定された通知先にメールを自動送信できること。
- 通知先の設定では、複数のメールアドレスをまとめたグループを使用することができること。
- 特定の種別の無線・有線のネットワークカードに対する接続が行われた場合、もしくは、特定のサーバおよびセグメントへの、事前定義されたルールに反する通信が行われた場合、アラートとして通知できること。後者については、通信元の IP アドレスを取得できること。
- 各クライアントコンピュータに対して、あらかじめ設定すると、以下の場合で OneDrive for Business の利用を禁止すること。

項目：・デスクトップアプリ版の OneDrive for Business の実行

- ・ Office 製品上からの OneDrive for Business の利用
- ・ Web アクセスによる OneDrive for Business の利用
- ・ OneDrive for Business の自動同期

- OneDrive と OneDrive for Business はそれぞれ個別に禁止が設定できること。
- 使用を禁止するアプリケーションの指定は、ブラックリスト方式とホワイトリスト方式といずれかを選択して行えること。
- 起動禁止を除外できる時間設定が、特定のアプリケーションごとに可能である機能を有すること。
- 許可する実行方法を、サービスによる実行、Windows タスクによる実行、レジストリ登録による実行のいずれか、もしくは、全てを指定することもできること。
- 実行ファイル名が変更された場合も検出できるよう、アプリケーション内部に保存されているハッシュ値やバージョンリソースなどを判定条件として、禁止対照のアプリケーションを指定できること。
- 紛失した PC をリモートロックし、情報漏洩を防止できる機能を備えていること。また、PC の位置情報を確認できる機能を有していること。

(4) USB デバイス管理

- USB デバイスをクライアントコンピュータもしくは管理者のクライアントコンピュータに挿入した際、利用した USB デバイスのシリアルナンバー、ベンダ ID を自動で収集し、管理台帳を作成できること。また、利用者や所属部署、管理番号などを任意で入力できること。収集した情報をもとに指定した USB メモリを使用許可／不許可／読み取り専用を設定できること。使用許可／不許可／読み取り専用の設定は、ネットワーク内の管理対象端末全体および指定した部署のみ利用可など柔軟な設定が行えること。
- SD カード、MO ディスク、DVD などのメディアを登録できる、管理台帳を作成できること。登録されたメディアに対して個体識別情報を自動発行し、指定したメディアの使用不可／読み取り専用／使用不可能を設定できること。デバイス種別やデバイス種別に対応するメディアごとに、一括で使用不可／読み取り専用／使用不可能の設定ができること。設定ができるデバイスの種類、メディアは以下の通りとする。デバイス種別：USB メモリ、USB ハードディスクドライブ、フロッピーディスクドライブ、CD/DVD ドライブ、Blu-ray ドライブ、

イメージスキャナー、デジタルカメラ、モバイル端末、メディア：DVD、SD カード、MO ディスク、コンパクトフラッシュなど。

- USB デバイスの棚卸する機能を有すること。棚卸しの期限は任意で設定でき、期限を超過しても棚卸しが確認できていない USB デバイスや利用者を表示できること。また、棚卸し期間を超過した USB デバイスの利用を制限できること。
- USB デバイスが端末に装着された日時とログオンユーザー名とを利用し USB デバイスを現在所持している可能性が高いユーザを自動的に特定して表示する機能を有すること。
- USB デバイス内ファイルの日時情報を比較し、システム外で作成・編集された外部ファイルの持ち込みを自動判定し、その USB デバイスを使用禁止にする機能を有すること。
- ネットワークに接続できない環境などで利用している本ソフトウェアのサーバと通信が行えないクライアントコンピュータに対しても、本ソフトウェアのデバイス管理台帳の情報をクライアントコンピュータのエージェントに取り込むことで、デバイス管理台帳上の設定に従ったデバイス制御（使用禁止、書き込み禁止）が可能であること。
- 使用制限の設定の際は、ユーザ単位、クライアントコンピュータ単位、およびユーザとクライアントコンピュータの組み合わせ単位で設定できること。
- シリアル番号やベンダ ID、およびプロダクト ID が取得できず、個体識別が行えない USB デバイスについては、台帳への登録を制限できること。

(5) ログ取得

- 電源オン/オフ、ログオン/オフの日時、実行されたソフトウェアについての起動・起動期間、プリンター出力ログ、Web 閲覧（ダウンロード・書込・アップロード）ログ、不許可端末情報、共有フォルダへのアクセス、ファイル操作、クリップボードにコピーされた内容、USB メモリなどの記憶媒体を利用した内容および記憶媒体のシリアル情報、接続した通信デバイス、および外部との通信状況等を記録する機能を有すること。また、Windows ポータブルデバイスへのファイル操作（ファイル・フォルダ作成、ファイル削除、ファイル名変更）をログとして記録する機能を有すること。
- クライアントコンピュータ上でアプリケーションソフトウェアから印刷が実行された際に、その印刷されたドキュメント名、1 回の印刷枚数、ファイルパスを記録する機能を有すること。
- 収集されたファイル操作ログから、一つのファイルに対して、どのような操作（コピー、ファイル名変更、新規作成、削除など）が行われたかを抽出して表示する機能を有すること。また、Microsoft 製品（Excel、Word）については、名前を付けて保存（別ファイル名保存）ログを取得・表示でき、気になるログにマーキングができること。
- 特定の操作ログより前後 5 分間の操作ログを検索・抽出する機能を有すること。
- クライアントコンピュータから収集したログデータをバックアップする際、ログデータを圧縮してバックアップする設定ができること。また、圧縮してバックアップした複数のログデータに対して、まとめて検索できること。
- 端末側で保存するログデータは改変されないように難読化されていること。
- 以下の機能は、前項「管理コンソール」内ですべて可能でなければならない。
 - ログの閲覧範囲は、管理機が登録されているグループ内に限定されること
 - ログを閲覧する際、アプリケーションのインストール状況および資産情報から絞り込んだ端末や、過去にログ検索から絞り込んだ端末に対して、検索を行うことが可能なこと。絞り込

み条件は複合的に利用可能なこと。

- ログを閲覧する際、任意の複数カテゴリを選択したうえで、選択したすべてのカテゴリのログを時系列に一覧に並べて閲覧が可能なこと。
- 全カテゴリのログを時系列に並べ替えて表示することが可能なこと。抽出されたログの一覧から一つの行を選択し、該当端末の前後のログを全カテゴリ分時系列に並べ替えて出力が可能なこと。
- 収集したログに基づいて、事前定義されたルールに反した際に、そのクライアントコンピュータを一覧として表示し、指定したクライアントコンピュータに対して発生したルール違反の操作の前後 5 分間のログを抽出できること。
- クライアントコンピュータ上で Microsoft Edge、Firefox および Google Chrome を使って Web の閲覧やダウンロード、および書き込みが行われた内容について、ログとして記録する機能を有すること。https による通信も記録可能であること。Office 365 上でファイルを作成した時のファイル名やファイルパスをログとして記録する機能を有すること。
- クライアントコンピュータ上で Microsoft Edge、Firefox および Google Chrome を使ってファイルをアップロードした際に、ログとしてアップロードしたファイル名を記録する機能を有すること。
- クライアントコンピュータ上から FTP サーバにファイルをアップロードした際に、ログとしてアップロードしたファイル名を記録する機能を有すること。
- Bluetooth 接続、無線 LAN アクセスポイントへの接続、TCP/IP 通信等による接続が行われた際に、通信デバイスの情報をログとして記録する機能を有すること。
- バックアップログの検索時に、部署・検索グループおよびクライアントコンピュータごとに絞り込めること。また、本システムから削除されたクライアントコンピュータの選択も可能であること。
- ログの種類や用途によって、異なるログ検索画面ないし異なるアプリケーションの検索画面に遷移する必要がないこと。

(6) 想定外 TCP 通信ログ

- 指定した範囲の IP アドレス以外に対する TCP 通信をログとして記録する機能を有すること。指定した IP アドレス範囲内であっても、特定の IP アドレスについては記録対象から除外する設定が行えること。
- 指定したデータ送受信量の閾値、ファイルおよびフォルダについても、記録対象から除外する設定が行えること。
- アプリケーションごとおよび通信先サーバごとに、通信量の累積値をログとして収集できること。
- 通信量の累積値はアプリケーションのファイルパスおよびファイル名を変更されても正しく累積されること。
- IPv6 の通信も記録されること。
- IP アドレスと国情報のリストをインポートすることで、通信先サーバの国情報が記録されること。

(7) メンテナンス

- 管理機から任意の部署のクライアントコンピュータに対してメッセージを作成し、指定時刻

にクライアントコンピュータの画面上にポップアップ表示できること。

- 表示内容に応じて自動的に表示ウィンドウのサイズが変更されること。
- メッセージは、フォント、フォントサイズ、文字色、文字背景色、太字、斜体、下線、取り消し線、背景色、リンク、表示位置の設定が行えること。
- リンクの設定はメッセージ内の任意の箇所に、複数設定可能であること。
- メッセージの既読確認が行えること。
- メッセージ送信前にプレビューで確認が行えること。表示位置設定、自動リサイズの挙動もプレビューで行えること。
- メッセージテンプレートの作成および保存が行えること。
- PC をリアルタイムで遠隔操作できる機能を有すること。

(8) 管理コンソール

- 各クライアントコンピュータの利用状況を把握するため、クライアントコンピュータの操作画面を管理端末で表示する機能を有すること。
- マウスカーソルが指すボタンの簡易説明が表示される設定ができる機能を有すること。
- 端末の操作画面を管理端末で表示する際に、アラート未発生端末の操作画面は非表示とする、プライバシー保護に配慮した機能を有すること。アラート発生時における端末操作画面を、マウスカーソルの位置が強調された形式で表示し、不正操作及び誤操作発生時に早期の問題把握ができる機能を有すること。クライアントコンピュータがマイナンバー取扱端末として設定されている場合は、操作画面を表示しないこと。

(9) その他

- 各クライアントコンピュータの利用状況を把握するため、クライアントコンピュータの操作画面を管理端末で表示する機能を有すること。
- マウスカーソルが指すボタンの簡易説明が表示される設定ができる機能を有すること。
- 端末の操作画面を管理端末で表示する際に、アラート未発生端末の操作画面は非表示とする、プライバシー保護に配慮した機能を有すること。アラート発生時における端末操作画面を、マウスカーソルの位置が強調された形式で表示し、不正操作及び誤操作発生時に早期の問題把握ができる機能を有すること。クライアントコンピュータがマイナンバー取扱端末として設定されている場合は、操作画面を表示しないこと。

5. 導入支援要件

- 4. IT 資産管理ソフトウェアの仕様の項目を導入するための、構築導入支援を実施すること。
- 本調達で実施した範囲に係る内容の管理者向け教育を行うこと。

6. 運用支援要件

- 当機関管理者からのサービス利用方法に関する問い合わせは、平日 9 時 30～17 時 30 分の時間で電話、メールを問い合わせ窓口にて受付、対応すること。

7. 納品物

- ライセンスの保有を証明するエビデンス資料

- 製品問い合わせ先を示す資料
 - 各種マニュアル
- ※納品物の詳細内容については、双方で協議し決定すること。

8. その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、当機関と協議の上決定することとする。